

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンス(企業統治)の基本原則は、株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることと認識しております。そのため、内部統制システムの整備や監査機能・コンプライアンス機能の強化を図ること、また適時・適切なアカウンタビリティ(説明責任)を徹底できる情報開示体制を構築することが大切であると考えております。

2. 具体的な取組み

(1) 株主総会

株主総会は会社の最高意思決定機関であり、会社の所有者である株主に対する貴重な情報提供、情報交換及び権利行使の場であると認識しております。したがって、積極的なIR活動とタイムリー・ディスクロージャーの精神のもと、株主の権利行使に適した環境を構築していくことを目的に、より開かれた株主総会にすべくその運営方法につきましても種々の工夫を重ねていく所存であります。

(2) 取締役・取締役会

取締役会は原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、その他経営に関する重要な事項を決定する他、各事業部からの月次決算報告に基づき迅速で適切な経営戦略の決定を行っております。また、必要に応じ臨時取締役会を開催し、適時適切な経営の意思決定を行っております。当社の取締役は現在5名であり、うち1名は社外取締役であります。これに監査役3名(すべて社外監査役であり、うち2名は非常勤監査役)を含めた8名で取締役会を運営しております。社外取締役の客観的な意見を取り入れつつ、監査役が議案審議の内容や決議事項の適法性をチェックしております。

(3) 監査役・監査役会

監査役制度を採用し、監査役会を組織しております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成しており、全員が会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。監査役会は原則として毎月1回開催し、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、経営全般に関し幅広く検討を行ってまいります。各監査役は会計監査を行うとともに、独立した立場から取締役会及び経営会議に出席し取締役の業務執行を監査しております。

監査役は、会計監査人との定期的な面談を通じて監査結果の報告を受け、内部監査室と情報及び意見の交換を行い、相互に連携を図っております。

(4) 内部監査

内部監査規程に基づき、毎期計画的に内部監査を実施しております。内部監査室は、組織的には代表取締役の直属し、他の部署とは独立した組織となっており、内部監査室長1名のほか、各部署より必要に応じた人的協力を得て内部監査を実施しております。当社では、全部署を内部監査の対象としており、各部署の所管業務が法令、定款、社内諸規程及び諸取扱要領に従い適正かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を社長に報告するとともに適正な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上に資することを目的としております。

また、監査役による監査とあわせて会計監査及び業務監査についての総括的な確認を行い、取締役の業務執行における違法性の排除と効率性の向上に努めております。

(5) 弁護士・監査法人等第三者の状況

顧問契約を締結している弁護士より法律全般について助言及び指導を受けております。また、会計監査人である有限責任監査法人トーマツより、金融商品取引法に基づく監査を受けており、その過程で経営上の課題等につき幅広く助言及び指導を受けております。

(6) アカウンタビリティ

上場企業としての開示規則に則った情報開示につきましては、経営管理グループが行っております。また、経営情報を含めた外部への情報開示につきましては、当社ホームページ上で適宜開示しております。また、個人投資家向けの説明会の実施、各種IR資料の作成・配付などにより株主、一般投資家への積極的なIR活動を行っております。

(7) 役員報酬及び監査報酬の内容

平成27年12月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の内容は以下のとおりです。

役員報酬

社内取締役	34,380千円
社外取締役	1,200千円
社外監査役	10,600千円
計	46,180千円

(8) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役

当社の社外取締役は岩橋遼行1名であります。同取締役は、平成16年3月に当社の社外取締役に就任しておりますが、就任までの間に当社との雇用関係は一切ありません。

同取締役は、平成27年12月31日現在、当社の普通株式40,000株を所有しております。また、同取締役が代表取締役を務める太陽ハウス株式会社、株式会社ソレイユコーポレーション及び株式会社ソレイユ・リビング・テックは、それぞれ当社の普通株式11,500株、25,400株、25,000株を所有しております。太陽ハウス株式会社と当社の間には、同社の資料制作請負取引がございますが、その金額は僅少であります。

社外監査役

当社の監査役大政和郎、森部章及び長井治の3名は全員社外監査役であります。平成27年12月31日現在、大政和郎は当社普通株式8,000株、森部章は当社普通株式30,000株を所有しております。その他に社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。

(9) 会計監査の状況

当社は、平成20年3月25日の定時株主総会において会計監査人として有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任し、平成20年12月期より監査を開始しております。なお、同会計監査人および当社監査に従事する同会計監査人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

a. 業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

由水 雅人(有限責任監査法人トーマツ)

岩下 万樹(有限責任監査法人トーマツ)

b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名

その他 1名

(注) 継続監査年数については、7年を超えていないため、記載を省略しております。

(10) 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨定款に定めてあります。

(11) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定めております。

(12) 自己株式取得の決定機関

当社は取締役会決議によって、会社法第165条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款で定めております。これは、機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

(13) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(14) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大澤商事	3,220,000	31.44
大沢 和春	1,009,000	9.85
株式会社B&S	420,800	4.11
SCBHK AC DBS VICKERS (HK) LIMITED - CLIENT A/C	342,800	3.35
鈴木 智博	271,000	2.65
大澤 由利子	200,000	1.95
大澤 由加子	200,000	1.95
大澤 弘毅	200,000	1.95
アイフィスジャパン従業員持株会	173,500	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	126,600	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

—

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、平成27年12月31日現在のものです。
当社は、自己株式582,237株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 第一部

決算期

12月

業種

その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社のその他の関係会社である株式会社大澤商事は、当社の代表取締役である大沢和春氏の親族が全ての議決権を所有する有価証券管理事業を行う非上場の親会社等であり、持株比率は、49.99%(直接所有分:33.34%、合算対象分:16.65%)であります。当社グループと当社には取引関係はなく、また、事業活動を行う上での同社からの制約はなく、当社が独自に意思決定を行っており、一定の独立性は確保されております。

また、当社の代表取締役である大沢和春の2親等以内の親族の保有株式分を含む持株比率は、49.99%(直接所有分:10.45%、合算対象分:39.54%)となりますが、当社との取引はなく、今後においても取引を行う予定はありません。

また、将来的に取引が発生する場合は、当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定し、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与え得ることのないよう適切に対応してまいります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩橋 淑行	他の会社の出身者								△			○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩橋 淑行	○	—	取締役会では、経営の基本方針、その他経営に関する重要な事項を決定しておりますが、その決定に際し、社外取締役の客観的、中立的な意見を取り入れることにより、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることのない透明性のある運営をするために社外取締役を選任しております。 また、当社と利害関係を有せず、異業種での経営者としての経験を活かし、当社の経営全般に対する監査及びチェック機能を果たしていただくことで、独立役員としての役割を果たしていただけると判断し、指定するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

証券取引法に基づく監査の過程で、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)と定期的に会合を開催し、監査役としての意見申述を行うとともに、積極的に情報交換を行っております。また、会計上の問題のみならず、経営上の課題等につき幅広く意見交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
大政 和郎	他の会社の出身者														○
森部 章	税理士														○
長井 治	他の会社の出身者														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大政 和郎	○	常勤監査役	会計監査のみならず、会社経営に関して客観的かつ人材育成に関する豊富な経験に基づくチェック機能を確保する目的で、社外監査役を選任しております。 また、当社と利害関係を有せず、人材育成に関する豊富な経験を活かし、当社の経営全般に対する監査及びチェック機能を果たしていただくことで、独立役員としての役割を果たしていただけると判断し、指定するものです。
森部 章	○	——	会計監査のみならず、会社経営に関して客観的かつ税理士としての専門的な視点に基づくチェック機能を確保する目的で、社外監査役を選任しております。 また、当社と利害関係を有せず、税理士としての専門性を活かし、当社の経営全般に対する監査及びチェック機能を果たしていただくことで、独立役員としての役割を果たしていただけると判断し、指定するものです。
			会計監査のみならず、会社経営に関して客観的かつ国際事業における豊富な経験に基づくチェック機能を確保する目的で、社外監査役を

長井 治	○	_____	選任しております。 また、当社と利害関係を有せず、国際事業に関する豊富な経験を活かし、当社の経営全般に対する監査及びチェック機能を果たしていただくことで、独立役員としての役割を果たしていただけると判断し、指定するものです。
------	---	-------	--

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

当社では、取締役へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しておりますが、平成27年12月31日現在、取締役に付与したストックオプションはすべて行使されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他
該当項目に関する補足説明	

企業全体の価値の向上を意識されることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成27年12月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は46,180千円であり、その内訳は以下のとおりです。

役員報酬
 社内取締役 34,380千円
 社外取締役 1,200千円
 社外監査役 10,600千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の取締役の報酬等の額は、各取締役の職責及び経営への貢献度に応じた報酬と、役位に応じた報酬、また会社業績や各取締役の成果に連動して算定する報酬とを組み合わせることを基本としております。監査役報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

1. 情報伝達の仕組み

社外取締役(社外監査役)との情報伝達については、経営管理グループが窓口となっております。取締役会に関する事項の他、必要な情報収集・伝達については適時電子メールや電話で行っております。

2. 取締役会への出席

当社では、月次の取締役会の他、必要に応じて適時取締役会を開催しております。取締役会の議事に関する資料等は事前に管理グループから電子メール等で配付されております。また、平成27年12月期においては、16回の取締役会が開催されましたが、社外取締役はすべての取締役会に出席しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要

(1)取締役会

経営の基本方針、その他取締役会規程に定められた経営に関する重要な事項を決定しております。監査役も出席し、議案審議の内容や決議事項の適法性をチェックしております。毎月1回の定例月次取締役会の他、必要に応じて開催しております。平成27年12月期は16回開催いたしました。

(2)販売会議

毎週1回開催しております。各事業部門のディレクターで構成され、各事業の週ごとの状況報告の他、業績見通し、問題点の洗い出しなど、詳細にわたって報告が行われます。ディレクターミーティングでの報告事項のうち重要なものについては経営会議で討議されます。

(3)内部監査

内部監査規程に基づき、每期計画的に内部監査を実施しております。内部監査室は、組織的には代表取締役に直属し、他の部署とは独立した組織となっております。当社では、全部署を内部監査の対象としており、各部署の所管業務が法令、定款、社内諸規程及び諸取扱要領に従い適正かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を社長に報告するとともに適正な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上に資することを目的としております。また、監査役による監査とあわせて会計監査及び業務監査についての総括的な確認を行い、取締役の業務執行における違法性の排除と効率性の向上に努めております。

2.現状の体制を採用している理由

当社は平成27年12月31日現在、取締役6名、監査役3名、従業員76名の小規模な組織であります。そのため業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等に当たっては、監査役の同席のもと開催される取締役会を中心とし、販売会議や内部監査からの報告事項及び検討事項を取締役会において審議する体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、当該体制を採用している理由は、近年における旧商法時代からの度重なる法改正及び会社法の制定により監査役の権限・責任及び機能が大幅に強化されたことから、監査役監査の環境整備に引き続き努めることにより、監査役監査体制による経営監視機能の有効性を確保することは可能と判断しているからです。

更に、企業経営の透明性、健全性を高めるため、社外監査役に加えて社外取締役を選任し、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2月上旬に本決算、8月上旬に第2四半期決算の説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.ifis.co.jp)内でIR情報掲載ページを設けて、東証開示の決算情報、リリース情報の一覧公開のほか、決算説明会資料、株価情報、有価証券報告書を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東京証券取引所に対して提出している「適時開示に係る宣誓書」及び「会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について」において説明しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、金融情報サービスベンダーとして「独創性あふれるサービス」をテーマに掲げ、「日本の資本市場の活性化に貢献する」ことを希求し続けている。

その活動にあたっては、法令の遵守、経営資源の有効活用と収益性向上により企業価値を高め、株主、取引先、従業員とともに繁栄し、豊かな社会づくりに貢献することを経営の基本方針としている。

このためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引き続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進している。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役は法令遵守だけでなく、従業員に率先してコンプライアンスに対する意識の育成及び維持・向上に努める。

・社長直属の内部監査室は、監査役・監査法人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図るものとする。

・社長と従業員が直接面談する機会を定期的に設け、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備する。

・「企業行動規範」において反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処する旨を定めている。また法令、社会的規範および企業倫理に反した事業活動を防止するため「内部通報制度」を整備する。

・特殊暴力防止対策連合会に加盟し、管轄警察署を通じて関連情報の収集できる体制を整備し、不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその関連資料を、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、リスク管理全体を統括する担当部門を設置する。

・各部門の長は担当の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で、適切な対策を実施するとともに定期的に見直しを行う。

・事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社内取締役及び各部門のディレクターにより構成される販売会議を毎週開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う体制を整備する。

・業務の運営・遂行については、中長期経営計画及び各年度の活動計画、予算の立案、各部門への目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・社長直属の内部監査室は、監査役・監査法人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図るものとする。また随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備する。

・社内研修・教育活動において、使用人の法令遵守の意識を高める取り組みを行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における当該使用人に関する事項

・現在当社グループでは7社の子会社及び1社の関連会社を有しており、関係会社規程の制定等により、グループ全体においてコンプライアンス体制の構築に努める。

・グループ会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他の特性を踏まえて、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。

なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役会事務局担当者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指示、命令を受けない。

・監査役会事務局担当者の人事異動に関しては、事前に監査役に報告し、その了承を得る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の実行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要事項を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求められることのできる体制を構築する。

・取締役及び執行役員は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、または重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに監査役に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、取締役会のほか重要な意思決定会議にも出席し、重要事項の報告を受ける体制をとる。

・監査役は、監査法人・内部監査人と連携・協力して監査を実施する。

・監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における社内体制の整備状況は以下の通りです。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、不当要求に対する対応統括部署として、管理部を設置しています。

(2) 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署担当係官とは、平素から緊密な連携を保ち、連絡・通報体制を確立しています。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会主催の講習会等に積極的に参加し、情報収集に当たるほか、所轄警察署との連携により得られた情報に基づき、反社会的勢力に関する最新の情報を管理部において管理しています。

